



関西広域連合

学習船 「うみのこ」

親子体験航海

出港・帰港

びわ湖学習

大津港から出港します。



☆大津港へのアクセス

電車の場合

京阪「びわ湖浜大津駅」下車徒歩約3分
JR「大津駅」からバスで5分、「浜大津」下車徒歩3分
(京阪バス、江若バス、近江鉄道バス)

自動車の場合

名神高速道路「大津IC」より約15分
※お車で越えの方は、周辺の有料駐車場(大津港駐車場、浜大津アーカス駐車場等)をご利用ください。



日本一大きい湖
琵琶湖について学習します。

展望活動



沖島の展望を行います。
琵琶湖を全身で感じましょう。

開催日
集合場所
参加費

(1) 令和7年8月23日(土)
(2) 令和7年11月24日(月・祝)
9:30~15:30(受付9:00~9:20)
大津港ターミナルビル(観光船乗り場)
大津港—沖島水道—大津港
一人当たり500円(昼食代)

応募方法等は
裏面に記載

お問合せ先:

関西広域連合広域環境保全局(事務局) TEL: 077-522-5664

※イベント当日は、別途お知らせする電話番号にお掛けください。



広域環境保全局HP

平成30年度に2代目の学習船「うみのこ」が就航しました。通常の児童学習航海は、滋賀県内の小学5年生児童を対象としていますが、本航海では範囲を広げ、県内外の小学4年、5年の児童とその保護者を対象とします。琵琶湖について、みんなと一緒に学び、楽しい思い出を作りましょう！

- 1 参加条件 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県、徳島県内在住の4、5年生の児童とその保護者
※定員：各回60組120名（1組：児童1名及び保護者1名）

- 2 昼食代 1名につき500円（「湖の子」カレー／当日支払い）
アレルギーのある方は、事前にホームページ記載の食材表を確認し、該当する場合はお弁当をご持参ください。（当日の変更はできません。）



食材表（PDF）



(https://ogg-primary-prod-content.s3.us-east-1.amazonaws.com/uploads/pdf/1750025060431_684f43589ac3e.pdf)

- 3 宿泊補助 居住地が遠方のため前泊が必要な場合は、1人あたり2,000円の宿泊費補助を行います。
応募の際に利用希望の有無をお知らせください。（申請方法等は後日、対象者に連絡します。）

- 4 応募方法 滋賀県HP しがネット受付サービス（下記のURLまたは右のコード）から応募してください。
(<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/uminokoR7>)

※応募にはメールアドレスの認証またはGoogle／LINEのアカウントでのログインが必要です。
※キャンセル待ちについては、応募の手続きの際に希望の有無をお知らせください。

【応募フォーム】



- 5 募集期間 令和7年7月1日（火）9：00から令和7年7月21日（月・祝）17：00まで

- 6 参加抽選 応募多数の場合は事務局にて抽選し、結果は7月25日（金）から7月30日（水）までにメール（de00kouiki@pref.shiga.lg.jp）でお知らせします

※キャンセル待ちの方への連絡は、各開催日の10日前に終了します。

【当選された方へ】

- 参加意向等の確認を行いますので、当選メールに返信してください。
- 参加チケットを郵送しますので、当日ご持参ください。
- 事務局から電話（077-522-5664）で必要事項を確認する場合があります。



- 7 持ち物 靴（かかとのあるもの）、下靴入れ、水筒、筆記用具、参加チケット（整理番号付）
マスク（食堂用）、三角巾、昼食代(500円)またはお弁当等、酔止め等の必要な薬

- 8 その他 ○健康状態を十分確認いただいた上でご参加ください。
○安全確保のために行う指示を守れない方は乗船をお断りする場合があります。
○中止のときは、前日の正午までにびわ湖フローティングスクールのホームページでお知らせします。



フローティングスクールHP

関西広域連合について

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市で構成する特別地方公共団体のひとつであり、KANSAIから日本の未来をつくるために、関係する団体と力を合わせて様々な取組を行っています。

そのなかでも、「学習船うみのこ親子体験航海」を運営する関西広域連合広域環境保全局は、持続可能な関西の実現を目指して、広域にわたる環境課題の解決に取り組んでいます。

※鳥取県は広域環境保全分野不参加。

琵琶湖ルールの取組

滋賀県では琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷を低減するため、平成15年（2003年）に「滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例」を定め、琵琶湖でのレジャーのルール（琵琶湖ルール）の定着を進めています。琵琶湖でレジャー活動をする際は以下の5つのルールを要チェック！！

ルール1 プレジャーボートの航行規制水域内を航行してはいけません

ルール2 プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンを使用してはいけません

ルール3 プレジャーボートに適合証を貼付しなければなりません

ルール4 外来魚をリリース（再放流）してはいけません

ルール5 地域で定めたローカルルール（地域協定）を守らなければなりません